

ワーキンググループの運営について（案）

平成 23 年 2 月 21 日

- 検討会での議論を下支えするものとして、ワーキンググループを設置し、検討会から与えられた課題に関する具体的な検討および論点整理、分析結果等をまとめた提言を検討会に対して行うこととする。
- 座長が議長として会議を主宰し、議事の進行・取りまとめを行うものとする。
- 事務局は中小企業庁財務課及び金融庁企業開示課が共同で行うものとする。事務局は、会議の招集、庶務を行うとともに、検討資料の作成・作成依頼、運営の企画・事務等を行い、運営全般をサポートする。
- 会議は非公開とする。
- 議事手続きその他ワーキンググループの運営に必要な事項は、座長がその都度定めることとする。

以 上